

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p data-bbox="405 336 696 368">給水装置工事規程集</p> <p data-bbox="405 868 696 900">平成<u>31</u>年4月1日</p> <p data-bbox="454 1203 647 1235"><u>千葉県企業局</u></p>	<p data-bbox="1256 336 1547 368">給水装置工事規程集</p> <p data-bbox="1256 868 1547 900">平成<u>29</u>年4月1日</p> <p data-bbox="1305 1203 1498 1235"><u>千葉県水道局</u></p>	<p data-bbox="1861 288 1942 320">(表紙)</p> <ul data-bbox="1852 868 2139 1331" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1852 868 2139 948">・改正に伴う施行日の変更<li data-bbox="1852 1251 2139 1331">・組織統合に伴う組織名称の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>給水装置工事規程集</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>1 千葉県水道事業給水条例（抄）・・・I-1-1</p> <p>II <u>千葉県企業局</u>管理規程</p> <p>1 千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）・・・II-1-1</p> <p>2 <u>千葉県企業局</u>指定給水装置工事事業者規程 ・II-2-1</p> <p>III 給水装置工事施行基準</p> <p>1 総 則</p> <p>1・1 目 的 ・・・III-1-1</p> <p>1・2 関係法令等 ・・・III-1-1</p> <p>2 設 計</p> <p>2・1 調 査 ・・・III-2-1</p> <p>2・2 給水管口径の決定 ・・・III-2-1</p> <p>2・3 給水管の分岐 ・・・III-2-7</p> <p>2・4 給水管の埋設深さ ・・・III-2-8</p> <p>2・5 止水栓の設置 ・・・III-2-8</p> <p>2・6 量水器の設置 ・・・III-2-12</p> <p>2・7 使用材料 ・・・III-2-13</p> <p>2・8 配 管 ・・・III-2-80</p> <p>2・9 防 護 措 置 ・・・III-2-82</p> <p>2・10 危険防止の措置 ・・・III-2-82</p> <p>2・11 受水槽式の設備 ・・・III-2-83</p> <p>2・12 プール等への給水 ・・・III-2-88</p> <p>2・13 消防用設備等 ・・・III-2-88</p> <p>2・14 仮設配水管からの分岐 ・・・III-2-88</p>	<p>給水装置工事規程集</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>1 千葉県水道事業給水条例（抄）・・・I-1-1</p> <p>II <u>千葉県水道局</u>管理規程</p> <p>1 千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）・・・II-1-1</p> <p>2 <u>千葉県水道局</u>指定給水装置工事事業者規程 ・II-2-1</p> <p>III 給水装置工事施行基準</p> <p>1 総 則</p> <p>1・1 目 的 ・・・III-1-1</p> <p>1・2 関係法令等 ・・・III-1-1</p> <p>2 設 計</p> <p>2・1 調 査 ・・・III-2-1</p> <p>2・2 給水管口径の決定 ・・・III-2-1</p> <p>2・3 給水管の分岐 ・・・III-2-7</p> <p>2・4 給水管の埋設深さ ・・・III-2-8</p> <p>2・5 止水栓の設置 ・・・III-2-8</p> <p>2・6 量水器の設置 ・・・III-2-12</p> <p>2・7 使用材料 ・・・III-2-13</p> <p>2・8 配 管 ・・・III-2-80</p> <p>2・9 防 護 措 置 ・・・III-2-82</p> <p>2・10 危険防止の措置 ・・・III-2-82</p> <p>2・11 受水槽式の設備 ・・・III-2-83</p> <p>2・12 プール等への給水 ・・・III-2-88</p> <p>2・13 消防用設備等 ・・・III-2-88</p> <p>2・14 仮設配水管からの分岐 ・・・III-2-88</p>	<p>(目次)</p> <p>・組織統合に伴う規程 名称の変更</p>

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>3 施 工</p> <p>3・1 施 工 一 般 III-3-1</p> <p>3・2 土 工 事 III-3-2</p> <p>3・3 分 岐 工 事 III-3-3</p> <p>3・4 配 管 工 事 III-3-4</p> <p>3・5 給水管の接合方法 III-3-8</p> <p>3・6 量水器等の取付け III-3-19</p> <p>3・7 止水栓等の取付け III-3-19</p> <p>3・8 防 護 措 置 等 III-3-22</p> <p>3・9 給水管の明示 III-3-30</p> <p>4 修繕工事</p> <p>4・1 修 繕 工 事 III-4-1</p> <p>5 手続き</p> <p>5・1 一 般 事 項 III-5-1</p> <p>5・2 給水に係る事前協議の申請 III-5-1</p> <p>5・3 工事の承認申請 III-5-2</p> <p>5・4 給水装置工事の変更承認申請 . . . III-5-3</p> <p>5・5 給水装置工事の中止 III-5-3</p> <p>5・6 分岐工事の届出 III-5-3</p> <p>5・7 工事検査の申込み III-5-4</p> <p>5・8 更生工事に係る届出 III-5-4</p> <p>5・9 その他の留意事項 III-5-4</p> <p>IV 給水装置工事関連要綱等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設装置の給水装置認定取扱要綱 IV-1-1 ・給水装置の一部先行工事取扱要綱 IV-2-1 ・給水装置工事検査要綱 IV-3-1 ・3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱 . . IV-4-1 	<p>3 施 工</p> <p>3・1 施 工 一 般 III-3-1</p> <p>3・2 土 工 事 III-3-2</p> <p>3・3 分 岐 工 事 III-3-3</p> <p>3・4 配 管 工 事 III-3-4</p> <p>3・5 給水管の接合方法 III-3-8</p> <p>3・6 量水器等の取付け III-3-19</p> <p>3・7 止水栓等の取付け III-3-19</p> <p>3・8 防 護 措 置 等 III-3-22</p> <p>3・9 給水管の明示 III-3-30</p> <p>4 修繕工事</p> <p>4・1 修 繕 工 事 III-4-1</p> <p>5 手続き</p> <p>5・1 一 般 事 項 III-5-1</p> <p>5・2 給水に係る事前協議の申請 III-5-1</p> <p>5・3 工事の承認申請 III-5-2</p> <p>5・4 給水装置工事の変更承認申請 . . . III-5-3</p> <p>5・5 給水装置工事の中止 III-5-3</p> <p>5・6 分岐工事の届出 III-5-3</p> <p>5・7 工事検査の申込み III-5-4</p> <p>5・8 更生工事に係る届出 III-5-4</p> <p>5・9 その他の留意事項 III-5-4</p> <p>IV 給水装置工事関連要綱等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設装置の給水装置認定取扱要綱 IV-1-1 ・給水装置の一部先行工事取扱要綱 IV-2-1 ・給水装置工事検査要綱 IV-3-1 ・3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱 . . IV-4-1 	

新旧対照表

新	旧	改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階直結直圧式給水方式に係る実施要領・・・IV-5-1 ・ 直結増圧式給水方式に係る実施要綱・・・IV-6-1 ・ 直結増圧式給水方式に係る実施要領・・・IV-7-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱 IV-8-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目 ・・・・・・・・・・IV-9-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準 ・・・・・・・・・・IV-10-1 <li style="padding-left: 20px;">直読式量水器装置の設置基準・・・・・・・・IV-10-1 <li style="padding-left: 20px;">隔測量水器装置の設置基準・・・・・・・・IV-10-3 <li style="padding-left: 20px;">受水槽以下装置の維持管理契約書・・・・IV-10-13 <li style="padding-left: 20px;">受水槽以下装置の維持管理に関する協定書 ・・・・・・・・・・IV-10-17 <li style="padding-left: 20px;">参 考 図・・・・・・・・・・IV-10-23 ・ 貯水槽水道取扱要綱・・・・・・・・・・IV-11-1 ・ 貯水槽水道取扱要綱実施細目・・・・・・・・IV-12-1 ・ 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準・IV-13-1 ・ 雑用水の利用促進に関する指導要綱・・・・IV-14-1 ・ <u>千葉県企業局</u>量水器共通仕様書・・・・・・・・IV-15-1 <p>V 給水装置工事施行指針</p> <p>1 総 則</p> <p style="padding-left: 20px;">1・1 目 的・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 関係法令等・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p style="padding-left: 20px;">1・3 用語の定義・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p>2 設 計</p> <p style="padding-left: 20px;">2・1 基本原則・・・・・・・・・・V-2-1</p> <p style="padding-left: 20px;">2・2 調 査・・・・・・・・・・V-2-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階直結直圧式給水方式に係る実施要領・・・IV-5-1 ・ 直結増圧式給水方式に係る実施要綱・・・・・・・・IV-6-1 ・ 直結増圧式給水方式に係る実施要領・・・・・・IV-7-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱 IV-8-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目 ・・・・・・・・・・IV-9-1 ・ 受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準 ・・・・・・・・・・IV-10-1 <li style="padding-left: 20px;">直読式量水器装置の設置基準・・・・・・・・IV-10-1 <li style="padding-left: 20px;">隔測量水器装置の設置基準・・・・・・・・IV-10-3 <li style="padding-left: 20px;">受水槽以下装置の維持管理契約書・・・・IV-10-13 <li style="padding-left: 20px;">受水槽以下装置の維持管理に関する協定書 ・・・・・・・・・・IV-10-17 <li style="padding-left: 20px;">参 考 図・・・・・・・・・・IV-10-23 ・ 貯水槽水道取扱要綱・・・・・・・・・・IV-11-1 ・ 貯水槽水道取扱要綱実施細目・・・・・・・・IV-12-1 ・ 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準・IV-13-1 ・ 雑用水の利用促進に関する指導要綱・・・・IV-14-1 ・ <u>千葉県水道局</u>量水器共通仕様書・・・・・・・・IV-15-1 <p>V 給水装置工事施行指針</p> <p>1 総 則</p> <p style="padding-left: 20px;">1・1 目 的・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 関係法令等・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p style="padding-left: 20px;">1・3 用語の定義・・・・・・・・・・V-1-1</p> <p>2 設 計</p> <p style="padding-left: 20px;">2・1 基本原則・・・・・・・・・・V-2-1</p> <p style="padding-left: 20px;">2・2 調 査・・・・・・・・・・V-2-1</p>	<p>・ 組織統合に伴う仕様書名称の変更</p>

新旧対照表

新	旧	改正内容
2・3 給水方式 V-2-1	2・3 給水方式 V-2-1	
2・4 所要水量 V-2-3	2・4 所要水量 V-2-3	
2・5 給水管口径の決定 V-2-15	2・5 給水管口径の決定 V-2-15	
2・6 給水管の分岐 V-2-22	2・6 給水管の分岐 V-2-22	
2・7 給水管の埋設深さ V-2-22	2・7 給水管の埋設深さ V-2-22	
2・8 止水栓の設置 V-2-22	2・8 止水栓の設置 V-2-22	
2・9 量水器の設置 V-2-22	2・9 量水器の設置 V-2-22	
2・10 使用材料 V-2-22	2・10 使用材料 V-2-22	
2・11 配 管 V-2-22	2・11 配 管 V-2-22	
2・12 防護措置 V-2-23	2・12 防護措置 V-2-23	
2・13 危険防止の措置 V-2-24	2・13 危険防止の措置 V-2-24	
2・14 受水槽式の設備 V-2-24	2・14 受水槽式の設備 V-2-24	
2・15 プール等への給水 V-2-24	2・15 プール等への給水 V-2-24	
2・16 消防用設備等 V-2-24	2・16 消防用設備等 V-2-24	
2・17 仮設配水管からの分岐 V-2-24	2・17 仮設配水管からの分岐 V-2-24	
3 施 工	3 施 工	
3・1 施工一般 V-3-1	3・1 施工一般 V-3-1	
3・2 土工事 V-3-1	3・2 土工事 V-3-1	
3・3 分岐工事 V-3-1	3・3 分岐工事 V-3-1	
3・4 配管工事 V-3-1	3・4 配管工事 V-3-1	
3・5 給水管の接合方法 V-3-8	3・5 給水管の接合方法 V-3-8	
3・6 量水器等の取付け V-3-8	3・6 量水器等の取付け V-3-8	
3・7 止水栓等の取付け V-3-8	3・7 止水栓等の取付け V-3-8	
3・8 防護措置等 V-3-9	3・8 防護措置等 V-3-9	
3・9 給水用具の取付け V-3-9	3・9 給水用具の取付け V-3-9	
3・10 給水管の明示 V-3-9	3・10 給水管の明示 V-3-9	

新旧対照表

新	旧	改正内容
4 施工管理	4 施工管理	
4・1 施工の確認 V-4-1	4・1 施工の確認 V-4-1	
4・2 工事記録写真 V-4-2	4・2 工事記録写真 V-4-2	
4・3 記録の保存 V-4-4	4・3 記録の保存 V-4-4	
5 維持管理	5 維持管理	
5・1 維持管理 V-5-1	5・1 維持管理 V-5-1	
5・2 更生工事 V-5-1	5・2 更生工事 V-5-1	
5・3 修繕工事 V-5-1	5・3 修繕工事 V-5-1	
6 図面作成	6 図面作成	
6・1 設計図 V-6-1	6・1 設計図 V-6-1	
6・2 設計変更図 V-6-11	6・2 設計変更図 V-6-11	
6・3 完成図 V-6-11	6・3 完成図 V-6-11	
7 事務処理	7 事務処理	
7・1 事務処理の流れ V-7-1	7・1 事務処理の流れ V-7-1	
7・2 受付及び承認 V-7-2	7・2 受付及び承認 V-7-2	
7・3 設計変更の処理 V-7-3	7・3 設計変更の処理 V-7-3	
7・4 工事施工及び精算書 V-7-3	7・4 工事施工及び精算書 V-7-3	
7・5 工事検査 V-7-3	7・5 工事検査 V-7-3	
7・6 量水器の事前渡し V-7-4	7・6 量水器の事前渡し V-7-4	
7・7 精 算 V-7-4	7・7 精 算 V-7-4	
7・8 完結後の事務処理 V-7-4	7・8 完結後の事務処理 V-7-4	
7・9 その他の留意事項 V-7-7	7・9 その他の留意事項 V-7-7	
7・10 設計書の記載 V-7-7	7・10 設計書の記載 V-7-7	
7・11 受水槽以下装置に設置する量水器の 取扱に係る事務処理 V-7-12	7・11 受水槽以下装置に設置する量水器の 取扱に係る事務処理 V-7-12	
VI 参考資料	VI 参考資料	
水理計算例 VI-1-1	水理計算例 VI-1-1	

新旧対照表

新	旧	改正内容
給水装置の維持管理 VI-2-1	給水装置の維持管理 VI-2-1	
1 漏水等の点検 VI-2-1	1 漏水等の点検 VI-2-1	
2 給水器具等の故障の原因とその対策 VI-2-1	2 給水器具等の故障の原因とその対策 VI-2-1	
3 異常現象の原因とその対策 VI-2-11	3 異常現象の原因とその対策 VI-2-11	
4 事故原因とその対策 VI-2-13	4 事故原因とその対策 VI-2-13	
関係法令 VI-3-1	関係法令 VI-3-1	
関係法令一覧 VI-3-1	関係法令一覧 VI-3-1	

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>千葉県水道事業給水条例（抄）</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例</u>（昭和41年千葉県条例第61号）により県が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 専用給水装置 一の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置</p> <p>二 共用給水装置 二以上の世帯で共用するために施設した給水装置</p> <p>三 私設消火栓 県以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置</p> <p>第2章 給水装置工事及びその費用 （工事の承認）</p> <p>第5条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、<u>千葉県企業局長</u>（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>第6条 ～ 第7条 （略）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>I 千葉県水道事業給水条例</p> <p>千葉県水道事業給水条例（抄）</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>千葉県水道事業の設置等に関する条例</u>（昭和41年千葉県条例第61号）により県が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 専用給水装置 一の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置</p> <p>二 共用給水装置 二以上の世帯で共用するために施設した給水装置</p> <p>三 私設消火栓 県以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置</p> <p>第2章 給水装置工事及びその費用 （工事の承認）</p> <p>第5条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、<u>千葉県水道局長</u>（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>第6条 ～ 第7条 （略）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（I-1-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の千葉県水道事業給水条例の条文への変更 ・組織統合に伴う局長名の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>第3章 給水</p> <p>第13条 ～ 第15条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(量水器の管理)</p> <p>第18条 給水を受ける者(給水を受ける者がいない場合にあつては、給水装置の所有者。以下第21条において同じ。)は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により管理の責めに任ずる者は、その管理の義務を怠つたために量水器を損傷し、又は滅失したときは、県に対しその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第19条 ～ 第22条 (略)</p> <p>第3章の2 貯水槽水道</p> <p>(貯水槽水道に関する局長の責任)</p> <p>第22条の2 局長は、貯水槽水道(法第14条第2項第五号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。</p> <p>2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第22条の3 ～ 第22条の4 (略)</p>	<p>第3章 給水</p> <p>第13条 ～ 第15条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(量水器の管理)</p> <p>第18条 給水を受ける者(給水を受ける者がいない場合にあつては、給水装置の所有者。以下第21条において同じ。)は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により管理の責めに任ずる者は、その管理の義務を怠つたために量水器を損傷し、又は滅失したときは、県に対しその損害を賠償しなければならないい。</p> <p>第19条 ～ 第22条 (略)</p> <p>第3章の2 貯水槽水道</p> <p>(貯水槽水道に関する局長の責任)</p> <p>第22条の2 局長は、貯水槽水道(法第14条第2項第五号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。</p> <p>2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第22条の3 ～ 第22条の4 (略)</p>	<p>(I-1-3)</p> <p>・現行の千葉県水道事業給水条例の条文への変更</p> <p>(I-1-4)</p> <p>・現行の千葉県水道事業給水条例の条文への変更</p>

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金 第28条 (略) 第30条 ～ 第30条の3 (略)</p> <p>第5章 管理 第32条 ～ 第34条 (略)</p> <p>第35条 知事は、詐偽その他不正の行為によつて第24条の規定による料金又は第30条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 <u>(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)</u> 以下の過料を科することができる。</p> <p>第6章 補則 第36条 (略)</p> <p>別表第2 ～ 別表第4 (略)</p>	<p>第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金 第28条 (略) 第30条 ～ 第30条の3 (略)</p> <p>第5章 管理 第32条 ～ 第34条 (略)</p> <p>第35条 知事は、詐偽その他不正の行為によつて第24条の規定による料金又は第30条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。</p> <p>第6章 補則 第36条 (略)</p> <p>別表第2 ～ 別表第4 (略)</p>	<p>(I-1-7) ・現行の千葉県水道事業給水条例の条文への変更</p>

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>II <u>千葉県企業局</u>管理規程</p> <p>千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（工事の承認申請）</p> <p>第2条 条例第5条の承認を受けようとする者は、給水装置新設（増設・改造）承認申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載して、<u>千葉県企業局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>二 給水装置工事を行う場所</p> <p>三 給水装置の種類</p> <p>四 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託する者にあつては、当該指定給水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>五 第3項又は第4項の規定により参考図書又は書類を添付しようとする者にあつては、当該参考図書又は書類の名称</p> <p>六 給水装置の新設に伴う既存の給水装置の廃止の有無及び廃止しようとする者にあつては、当該給水装置の水栓番号及び給水管の口径</p> <p>七 条例第30条の2第1項に規定する給水申込納付金又は第30条の3第1項に規定する開発負担金を納付しようとする者にあつては、納入通知書の送付先の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>2 条例第6条の3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事（新設・増</p>	<p>II <u>千葉県水道局</u>管理規程</p> <p>千葉県水道事業給水条例施行規程（抄）</p> <p>（工事の承認申請）</p> <p>第2条 条例第5条の承認を受けようとする者は、給水装置新設（増設・改造）承認申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載して、<u>千葉県水道局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>二 給水装置工事を行う場所</p> <p>三 給水装置の種類</p> <p>四 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託する者にあつては、当該指定給水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>五 第3項又は第4項の規定により参考図書又は書類を添付しようとする者にあつては、当該参考図書又は書類の名称</p> <p>六 給水装置の新設に伴う既存の給水装置の廃止の有無及び廃止しようとする者にあつては、当該給水装置の水栓番号及び給水管の口径</p> <p>七 条例第30条の2第1項に規定する給水申込納付金又は第30条の3第1項に規定する開発負担金を納付しようとする者にあつては、納入通知書の送付先の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>2 条例第6条の3の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事（新設・増</p>	<p>（II-1-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織統合に伴う規程名称の変更 ・組織統合に伴う局長名の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>設・改造) 設計・精算書(別記第1号様式の2)を局長に提出しなければならない。</p> <p>3 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。</p> <p>4 条例第30条の3第1項に規定する宅地の造成に係る申請の場合にあつては、第1項の申請書にその概要を明らかにした書類を添付しなければならない。</p> <p>第2条の2 ～ 第8条 (略) 第16条 ～ 第18条 (略) 第20条 ～ 第24条 (略) 第26条の2 (略)</p> <p>(届出の様式) 第27条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 条例第16条第1項の届出管理人選任届(別記第8号様式) 二 条例第19条第1項第一号又は同条第2項第2号の届出給水契約解除届(別記第9号様式) 三 条例第19条第1項第二号の届出用途変更届(別記第10号様式) 四 条例第19条第1項第三号の届出私設消火栓消防演習使用届(別記第11号様式) 五 条例第19条第1項第四号の届出消防用使用届(別記第12号様式)</p>	<p>設・改造) 設計・精算書(別記第1号様式の2)を局長に提出しなければならない。</p> <p>3 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。</p> <p>4 条例第30条の3第1項に規定する宅地の造成に係る申請の場合にあつては、第1項の申請書にその概要を明らかにした書類を添付しなければならない。</p> <p>第2条の2 ～ 第8条 (略) 第16条 ～ 第18条 (略) 第20条 ～ 第24条 (略) 第26条の2 (略)</p> <p>(届出の様式) 第27条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 条例第16条第1項の届出管理人選任届(別記第8号様式) 二 条例第19条第1項第一号又は同条第2項第2号の届出給水契約解除届(別記第9号様式) 三 条例第19条第1項第二号の届出用途変更届(別記第10号様式) 四 条例第19条第1項第三号の届出私設消火栓消防演習使用届(別記第11号様式) 五 条例第19条第1項第四号の届出消防用使用届(別記第12号様式)</p>	

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>六</u> 条例第19条第2項第一号の届出給水装置所有者変更届（別記第14号様式）</p> <p><u>七</u> 条例第19条第2項第三号の届出給水装置廃止届（別記第15号様式）</p> <p>第28条（略）</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第29条 条例又はこの管理規程に基づき、局長に提出する書類は、<u>所轄の県水お客様センター長又は水道事務所長</u>を経由しなければならない。</p>	<p><u>六</u> <u>条例第19条第1項第五号の届出住所（氏名）変更届（別記第13号様式）</u></p> <p><u>七</u> 条例第19条第2項第一号の届出給水装置所有者変更届（別記第14号様式）</p> <p><u>八</u> 条例第19条第2項第三号の届出給水装置廃止届（別記第15号様式）</p> <p>第28条（略）</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第29条 条例又はこの管理規程に基づき、局長に提出する書類は、<u>所轄水道事務所長</u>を経由しなければならない。</p>	<p>（Ⅱ-1-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の千葉県水道事業給水条例施行規程の条文への変更 ・現行の千葉県水道事業給水条例施行規程の条文への変更





新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>千葉県企業局</u>指定給水装置工事事業者規程 平成9年12月26日水道局管理規程第12号 改正平成16年4月1日水道局管理規程第12号 <u>改正平成31年●●月●●日水道局管理規程第●●号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この管理規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により<u>千葉県企業局長</u>(以下「局長」という。)が指定した指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(指定給水装置工事事業者等審査委員会)</p> <p>第7条 <u>千葉県企業局</u>に次の各号に掲げる事項を審査するため、指定給水装置工事事業者等審査委員会を置く。</p> <p>一 法第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消しに関すること。</p> <p>二 第3条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の停止に関すること。</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか局長が必要と認める事項</p> <p>2 指定給水装置工事事業者等審査委員会の組織、運営その他必要な事項は、局長が定める。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第8条 法に基づき指定給水装置工事事業者が局長に提出する書類は、水道事務所長(<u>千葉県企業局</u>組織規程(昭和3</p>	<p><u>千葉県水道局</u>指定給水装置工事事業者規程 平成9年12月26日水道局管理規程第12号 改正平成16年4月1日水道局管理規程第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この管理規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により<u>千葉県水道局長</u>(以下「局長」という。)が指定した指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(指定給水装置工事事業者等審査委員会)</p> <p>第7条 <u>千葉県水道局</u>に次の各号に掲げる事項を審査するため、指定給水装置工事事業者等審査委員会を置く。</p> <p>一 法第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消しに関すること。</p> <p>二 第3条の規定による指定給水装置工事事業者の指定の停止に関すること。</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか局長が必要と認める事項</p> <p>2 指定給水装置工事事業者等審査委員会の組織、運営その他必要な事項は、局長が定める。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第8条 法に基づき指定給水装置工事事業者が局長に提出する書類は、水道事務所長(<u>千葉県水道局</u>組織規程(昭和3</p>	<p>(Ⅱ-2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織統合に伴う規程名称の変更 ・改正日追記 <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p> <p>(Ⅱ-2-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織統合に伴う組織名称の変更 <p>(Ⅱ-2-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織統合に伴う規程名称の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>4年千葉県水道局管理規程第3号) 第2条第3項に規定する水道事務所の長をいう。以下同じ。)を經由しなければならない。</p> <p>2 第6条に規定する給水装置修繕報告書は、所轄水道事務所長を經由しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1～2 (略)</p> <p>附 則 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この管理規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>4年千葉県水道局管理規程第3号) 第2条第3項に規定する水道事務所の長をいう。以下同じ。)を經由しなければならない。</p> <p>2 第6条に規定する給水装置修繕報告書は、所轄水道事務所長を經由しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1～2 (略)</p> <p>附 則 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。</p>	<p>・附則に施行期日を追加</p>

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">第1号様式 指定給水装置工事事業者指定書</p> <div style="text-align: center;">  <p style="color: red;">指定給水装置工事事業者指定書</p> <p style="color: red;">氏名又は名称 住 所 代表者氏名</p> <p style="color: red;">指定第 号</p> <p style="color: red;">水道法第16条の第2第1項の規定 により千葉県企業局指定給水装置工 事事業者に指定する。</p> <p style="color: red;">年 月 日</p> <p style="color: red;">千葉県企業局長 </p> </div>	<p style="text-align: center;">第1号様式 指定給水装置工事事業者指定書</p> <div style="text-align: center;">  <p style="color: red;">指定給水装置工事事業者指定書</p> <p style="color: red;">氏名又は名称 住 所 代表者氏名</p> <p style="color: red;">指定第 号</p> <p style="color: red;">水道法第16条の第2第1項の規定 により千葉県水道局指定給水装置工 事事業者に指定する。</p> <p style="color: red;">年 月 日</p> <p style="color: red;">千葉県水道局長 </p> </div>	<p style="text-align: center;">(II-2-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者規程の改正に伴う様式の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>Ⅲ 給水装置工事施行基準</p> <p>1 総則 (略)</p> <p>2 設計</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 1 ~ 2. 6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 7 使用材料</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ~ 2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">図2. 7. 1 ~ 図2. 7. 12 (略)</p> <p>使用材料一覧表</p> <p style="padding-left: 20px;">No. 1 ~ No. 29-8 (略)</p>	<p>Ⅲ 給水装置工事施行基準</p> <p>1 総則 (略)</p> <p>2 設計</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 1 ~ 2. 6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 7 使用材料</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ~ 2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">図2. 7. 1 ~ 図2. 7. 12 (略)</p> <p>使用材料一覧表</p> <p style="padding-left: 20px;">No. 1 ~ No. 29-8 (略)</p>	

新旧対照表

新	旧	改正内容																																								
<p>No. 30</p> <p>水道マーク 材質:FRP, AES, GFPP</p> <p>1. 千葉県企業標準規格に準拠した製品。 2. () の寸法は、参考寸法とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>名称</th> <th>材質</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	名称	材質	規格	備考	1	蓋	FRP, AES, GFPP	1		2	蓋	FRP, AES, GFPP	1		3	蓋	FRP, AES, GFPP	1		<p>No. 30</p> <p>水道マーク 材質:FRP, AES, GFPP</p> <p>1. 千葉県企業標準規格に準拠した製品。 2. () の寸法は、参考寸法とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>名称</th> <th>材質</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>蓋</td> <td>FRP, AES, GFPP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	品名	名称	材質	規格	備考	1	蓋	FRP, AES, GFPP	1		2	蓋	FRP, AES, GFPP	1		3	蓋	FRP, AES, GFPP	1		<p>(Ⅲ-2-65)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一 組織統合に伴う仕様書名称の変更
品名	名称	材質	規格	備考																																						
1	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							
2	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							
3	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							
品名	名称	材質	規格	備考																																						
1	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							
2	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							
3	蓋	FRP, AES, GFPP	1																																							

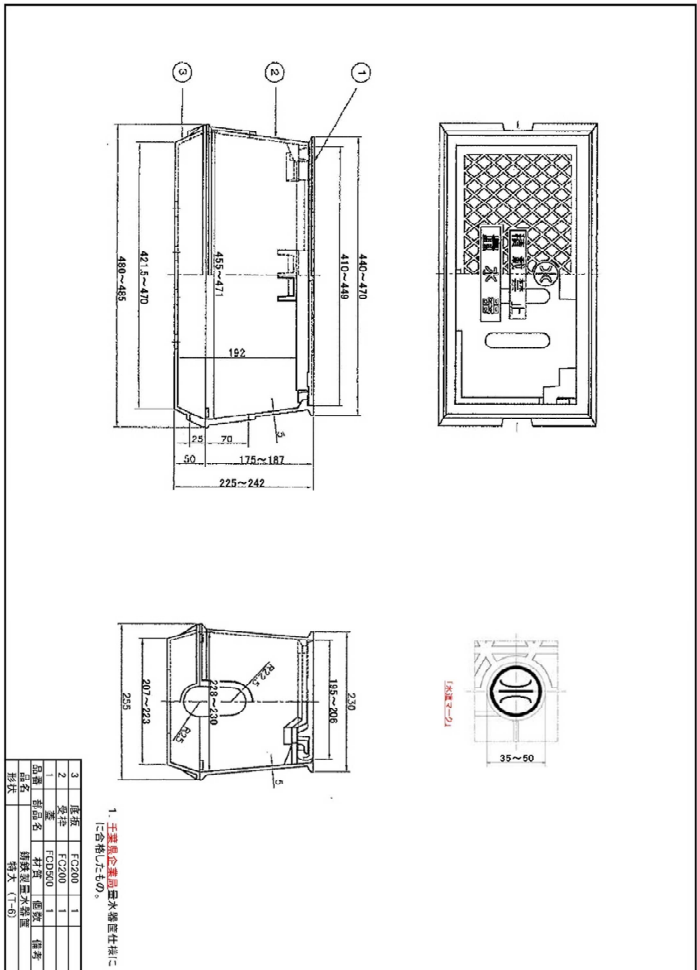
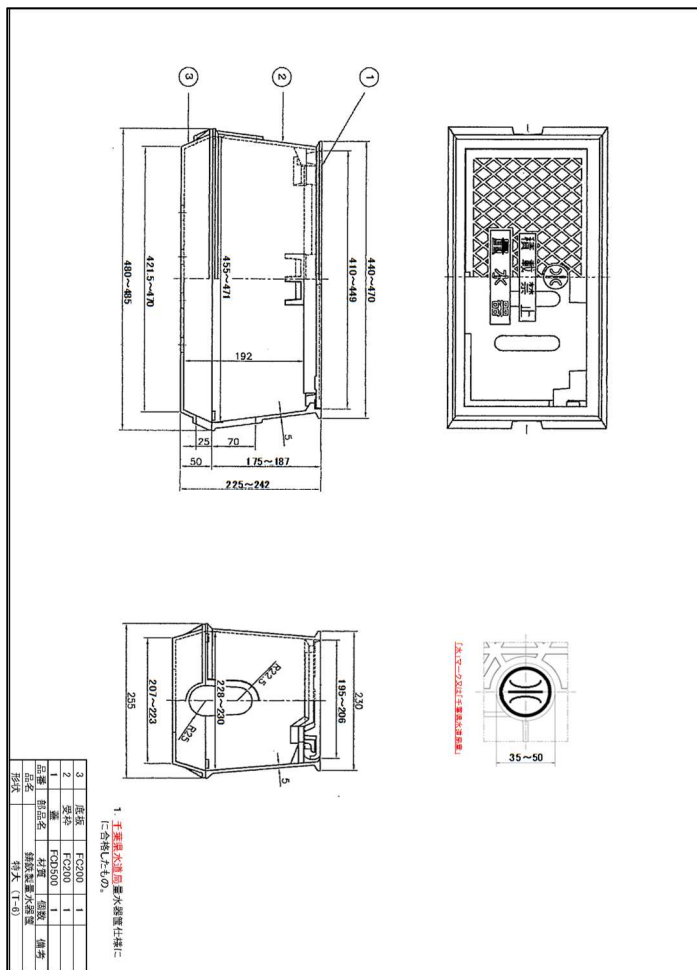
新旧対照表

新	旧	改正内容																								
<p>No. 31</p> <p>1 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に準ずる。 2 各部分の寸法は、標準寸法とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>品名</td> <td>新設</td> <td>材料</td> <td>FRP</td> <td>規格</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>特大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	品名	新設	材料	FRP	規格	標準	形状	特大					<p>No. 31</p> <p>1 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に準ずる。 2 各部分の寸法は、標準寸法とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>品名</td> <td>新設</td> <td>材料</td> <td>FRP</td> <td>規格</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>特大</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	品名	新設	材料	FRP	規格	標準	形状	特大					<p>(Ⅲ-2-66)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一 組織統合に伴う仕様書名称の変更
品名	新設	材料	FRP	規格	標準																					
形状	特大																									
品名	新設	材料	FRP	規格	標準																					
形状	特大																									

新旧対照表

新	旧	改正内容																																								
<p style="text-align: center;">No. 32</p> <p style="text-align: center;">材料: FRP、AES、GFPP</p> <p style="text-align: center;">1. 主要部品の名称と規格を記載する。 2. 「()」の寸法は、参考寸法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>部品名</th> <th>材質</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>1. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	部品名	材質	数量	備考	1. 蓋	FRP	1		2. 蓋	FRP	1		3. 蓋	FRP	1		4. 蓋	FRP	1		<p style="text-align: center;">No. 32</p> <p style="text-align: center;">材料: FRP、AES、GFPP</p> <p style="text-align: center;">1. 主要部品の名称と規格を記載する。 2. 「()」の寸法は、参考寸法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th>部品名</th> <th>材質</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>1. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 蓋</td> <td>FRP</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	部品名	材質	数量	備考	1. 蓋	FRP	1		2. 蓋	FRP	1		3. 蓋	FRP	1		4. 蓋	FRP	1		<p style="text-align: center;">改正内容</p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ-2-67)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一 ・ 組織統合に伴う仕様書名称の変更
部品名	材質	数量	備考																																							
1. 蓋	FRP	1																																								
2. 蓋	FRP	1																																								
3. 蓋	FRP	1																																								
4. 蓋	FRP	1																																								
部品名	材質	数量	備考																																							
1. 蓋	FRP	1																																								
2. 蓋	FRP	1																																								
3. 蓋	FRP	1																																								
4. 蓋	FRP	1																																								

新旧対照表

新	旧	改正内容
<p style="text-align: center;">No. 33</p>  <p style="text-align: center;">No. 34 ~ No. 38-3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">No. 33</p>  <p style="text-align: center;">No. 34 ~ No. 38-3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正内容</p> <p style="text-align: center;">(Ⅲ-2-68)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一 ・組織統合に伴う仕様書名称の変更

新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																						
<p>No. 39</p> <table border="1" data-bbox="728 965 840 1300"> <tr><th>部号</th><th>部品名</th><th>材質</th><th>数量</th><th>単位</th></tr> <tr><td>1</td><td>本体</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>2</td><td>止水座</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>3</td><td>止水座</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>4</td><td>止水座</td><td>SPS</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>5</td><td>止水座</td><td>SPS</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>6</td><td>止水座</td><td>SMMA</td><td>1</td><td>個</td></tr> </table> <p>品名 止水栓 形状樹脂製甲管 3.50H</p> <p>止水座の位置 S=1:1</p>	部号	部品名	材質	数量	単位	1	本体	PVC	1	個	2	止水座	PVC	1	個	3	止水座	PVC	1	個	4	止水座	SPS	1	個	5	止水座	SPS	1	個	6	止水座	SMMA	1	個	<p>No. 39</p> <table border="1" data-bbox="1579 965 1691 1300"> <tr><th>部号</th><th>部品名</th><th>材質</th><th>数量</th><th>単位</th></tr> <tr><td>1</td><td>本体</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>2</td><td>止水座</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>3</td><td>止水座</td><td>PVC</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>4</td><td>止水座</td><td>SPS</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>5</td><td>止水座</td><td>SPS</td><td>1</td><td>個</td></tr> <tr><td>6</td><td>止水座</td><td>SMMA</td><td>1</td><td>個</td></tr> </table> <p>品名 止水栓 形状樹脂製甲管 3.50H</p> <p>止水座の位置 S=1:1</p>	部号	部品名	材質	数量	単位	1	本体	PVC	1	個	2	止水座	PVC	1	個	3	止水座	PVC	1	個	4	止水座	SPS	1	個	5	止水座	SPS	1	個	6	止水座	SMMA	1	個	<p>改正内容</p> <p>(Ⅲ-2-76)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一
部号	部品名	材質	数量	単位																																																																				
1	本体	PVC	1	個																																																																				
2	止水座	PVC	1	個																																																																				
3	止水座	PVC	1	個																																																																				
4	止水座	SPS	1	個																																																																				
5	止水座	SPS	1	個																																																																				
6	止水座	SMMA	1	個																																																																				
部号	部品名	材質	数量	単位																																																																				
1	本体	PVC	1	個																																																																				
2	止水座	PVC	1	個																																																																				
3	止水座	PVC	1	個																																																																				
4	止水座	SPS	1	個																																																																				
5	止水座	SPS	1	個																																																																				
6	止水座	SMMA	1	個																																																																				